

西独におけるライセンス手続について
(IRS との関係)

4 7. 5.

。原子力の許認可は州当局の業務であり、ライセンス手続きの実行を委嘱されている。

また、連邦原子力法によつてライセンス事項の最終責任は連邦監督省庁にある。

申請書が提出されると州当局 (State Gov.) は、連邦監督省庁 (Federal Gov.) に意見を聴取し、連邦監督省庁は、原子炉安全委員会 (Reactor Safety Committee) に諮問し、技術評価を行なう。

原子炉安全委員会のメンバーは、大学、公的研究機関のメンバーが大部分で組織されている。また、同委員会は詳細の技術評価を原子炉安全協会 (Institut für Reaktorsicherheit : IRS) に委託する。原子炉安全協会から提出された報告書によつて検討する。

1971 年半ばから、原子炉安全委員会の事務局も原子炉安全協会が引受けている。

州当局は、連邦監督省庁に相談の上許認可を出す。

。連邦監督省庁の業務は、